## 星田税務会計事務所

# Tax & Business Newsletter

## 2020年3月(2) / No.022

本二ュースレター内コンテンツの無断転載・複製を禁じます。

### 新型コロナウイルス対策の紹介2

新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の流行により、企業経営は大きな影響を受けています。本稿では、前号に引き続き、主に国等が示している新型コロナウイルスに係る経済対策について紹介します。

新型コロナウイルスの流行により、東京オリンピックも1年程度の延期が決定されました。依然として流行の終息時期が見えず、景気の不透明感が増しています。前号では融資による資金繰り支援をご紹介しましたが、本稿では国等によるその他の支援策の一部をご紹介します。

なお、各相談窓口には多くの相談が寄せられている状況です。施策の利用をお考えの方は、ギリギリまで待たずに、できるだけ早めに担当窓口ヘアクセスしていただくか、当事務所までご相談ください。

#### ■雇用調整助成金・新型コロナウイルス感染症特例(厚生労働省)

雇用調整助成金とは、一定の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整 (休業、教育訓練、出向)を実施することで雇用の維持をした場合に助成されるものです。雇用保険適用事 業所の事業主であることや、労使間の協定により休業等を実施すること等の支給要件があります。

現在、新型コロナウイルス感染症による「追加特例」を実施しており、主な内容は以下の通りです。

- ・休業等の初日が令和2年1月24日~令和2年7月23日である場合に適用
- ・雇用保険被保険者として継続雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ・過去に雇用調整助成金を受給した事業主でも、本特例による受給が可能
- ・休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能
- ・事業所設置後1年未満の事業主も助成対象(令和元年12月実績は必要)

助成内容は以下の通りです(厚生労働省パンフレットより引用)。

助成内容と受給できる金額	助成率(大企業)	助成率(中小企業)
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の 賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する 助成(率) ※ 対象労働者1人1日当たり <u>8.330円</u> が上限です。(令和2年3月1日現在) ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定され る平均賃金額に休業手当支払率を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日当たり1, 200円	
支給限度日数	1年間で100日	

その他、詳細については最寄りの労働局助成金相談窓口や社会保険労務士にご相談ください。当事務所において社会保険労務士のご紹介も可能です。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

#### ■新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金(事業者向け・厚生労働省)

一定の小学生等(※)の世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対して、事業主が年次有給休暇とは別途の有給休暇(賃金全額支給)を取得させた場合に、その賃金相当額(全額、ただし1日1人当たり8,330円上限)を助成するものです。詳細は以下のURLをご確認ください。

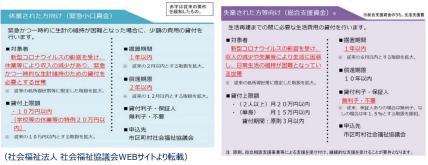
URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 10059.html

※新型コロナウイルス感染症対応のため臨時休校等した小学生等や、新型コロナウイルス感染・感染のおそれがある小学生等

#### ■緊急小口資金・総合支援資金の特例(個人向け・厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由として一時的な資金が必要になった方へ、緊急の貸付を実施するものです。特例措置によって貸付利子が無利子になるほか、据置期間が1年以内等になります。

一般の生活福祉資金の対象者は低所得世帯(住民税非課税等)でしたが、特例措置では「新型コロナウイルスの影響を受け休業等・失業等により収入の減少・生活に困窮している」といった形で対象者を拡大しています。



....

URL: https://www.shakyo.or.jp/coronavirus/shikin20200324.pdf

<発行元・お問い合わせ先>



〒160-0023

東京都新宿区西新宿7-22-44 コマツビル2階 TEL: 03-6767-1120 <u>hoshida@hoshida-tax.com</u> http://www.hoshida-tax.com